

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 443 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 2 月 3 日

2 契約担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011 - 211 - 2492 F A X 011 - 218 - 5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

「空沼線」代替交通運行業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法 総価で行う（運賃収入は加味せず、総費用を計上すること）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

(6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「運輸・通信業」に登録されている者または登録申請中の者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011 - 211 - 2492 F A X 011 - 218 - 5114

(2) 入札の日時及び場所

令和 7 年 2 月 10 日（月）10 時 00 分
札幌市役所本庁舎 5 階南東会議室

(3) 入札書の提出方法 入札書は、別添の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。送付及び電送による提出は認めない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」（様式 1）を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限 上記 2 の契約担当部局へ、令和 7 年 2 月 5 日（水）17 時 15 分までに提出すること。

ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ（<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>）に掲載する。

(5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
 - ア 開札は入札後直ちに上記 5 (2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
 - イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 2 5 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等
 - ア 落札者の決定
 - 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
 - イ 同額抽選
 - 落札候補となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
 - ウ 入札参加資格の審査
 - 落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。
 - 落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記 4 の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
 - エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い
 - 上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
 - オ 落札結果の公表
 - 入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。
- (5) 入札参加資格を有することを証する書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式 2)
 - イ 競争入札参加資格認定通知書の写し
- (6) 落札の取消し
 - 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。
 - ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。
 - イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 協定書の作成
 - ア 入札を執行し、協定の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後(土曜日、日曜日及び休日を除く。)までに協定書を取り交わすものとする。
 - イ 協定書を作成する場合において、協定の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が協定書

の案に記名押印し、更に市長が当該協定書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該協定書の1通を協定の相手方に送付するものとする。

エ 市長が協定の相手方とともに協定書に記名押印しなければ、本協定は確定しないものとする。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

総合交通計画部 都市交通課 都市交通係 あて

会 社 名
電話番号
F A X 番号
E-mail
担当者（所属（職） 氏 名 ）

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和 年 月 日 時 分
役務名	「空沼線」代替交通運行業務
質 問 内 容	

- 注 1 質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。
注 2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。
注 3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回 答

回 答 内 容	

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和 7 年 2 月 3 日付けで入札告示のありました「空沼線」代替交通運行業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記 1 の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記 2 の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「一般サービス業」の「運輸・通信業」に登録されている者または登録申請中の者であること。

2 一般競争入札参加資格確認資料

- ☐ 競争参加資格認定通知書の写し
- ☐ 入札参加資格申請書類一式の写し

注 1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

注 2 その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	「空沼線」代替交通運行業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者	住 所 商号又は名称 職 ・ 氏 名	印
-------	--------------------------	---

入札代理人	氏 名	印
-------	-----	---

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住	所	
委任者	商号又は名称	
職	・ 氏 名	印

調達件名 「空沼線」代替交通運行業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人(受任者)の印は、入札(見積)書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。